

## 令和4年度第1回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 令和4年6月27日（月）午後1時から午後2時25分まで
- 2 開催場所 高松市防災合同庁舎 5階 502会議室
- 3 出席者 委員4名

### (1) 委員

|     |     |     |               |
|-----|-----|-----|---------------|
| 委員長 | 富家  | 佐也加 | (弁護士)         |
| 委員  | 春日川 | 路子  | (香川大学法学部准教授)  |
| 委員  | 天谷  | 研一  | (香川大学経済学部准教授) |
| 委員  | 塚本  | 秀和  | (公認会計士・税理士)   |

### (2) 市側出席者

吉田財政局長、外村財政局次長(契約監理課長事務取扱)、鴻上契約監理課技術検査室長、三浦契約監理課長補佐、茶本契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、森岡契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、里石都市整備局次長(道路整備課長事務取扱)、松本地域振興課長、上原建築課長、橋本下水道整備課長、三宅河港課長ほか

## 4 会議の概要

### (1) 報告

市発注工事等の入札・契約状況などについて

#### ア 工事等の発注状況について

令和4年1月から4月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

#### **工事**

|        |     |           |     |               |    |
|--------|-----|-----------|-----|---------------|----|
| 一般競争入札 | 16件 | 公募型指名競争入札 | 30件 | 随意契約(緊急工事)    | 7件 |
| 合計     |     |           | 53件 | 8億6,681万4300円 |    |

#### **建設コンサルタント業務**

|           |    |      |           |
|-----------|----|------|-----------|
| 公募型指名競争入札 | 3件 | 随意契約 | 3件        |
| 合計        |    | 6件   | 1億4,993万円 |

#### イ 指名停止の状況について

令和4年1月から4月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 8者

### (2) 審議(抽出事案について)

令和4年1月から4月に開札を行った工事等のうち、委員会があらかじめ契約方式別に以下の4件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

**抽出事案**

- ア 高松海岸線（玉藻工区）舗装工事（1工区）  
一般競争入札 舗装工事
- イ 高松市古高松南コミュニティセンター防水改修工事  
公募型指名競争入札 防水工事
- ウ 高松市下水道総合地震対策実施設計業務委託（その2）  
公募型指名競争入札 土木関係建設コンサルタント
- エ 第212号木太町水路改修工事（緊急工事）  
随意契約（緊急工事） 土木一式工事

(3) その他

- ・次回の会議の日程 令和4年10月（予定）

5 質疑応答（要旨）

| 質 問 ・ 意 見  | 回 答   |
|--|---|
| <p>「市発注工事等の入札・契約状況などについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市外の業者が、市外の事案により指名停止となっているが、これらの業者は本市の入札にも日頃から参加しているのか。</li> <li>・印刷については入札に関係しないのか。</li> <li>・指名停止はプロポーザル方式の案件についても適用されるのか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パシフィックコンサルタンツ株式会社については、本市に支店がある準市内企業であり、本市発注案件の受注実績がある。その他の4者のうちにも、契約監理課経由ではないが、各課での印刷等の受注実績がある。</li> <li>・今回指名停止になった業者は、給付金の通知などの印刷物の受注実績を有し、印刷から発送までを含めてプロポーザル方式で広く募集し、事務効率等の評価を行ったうえで選定された業者であり、随意契約を行っているものである。</li> <li>・適用となる。</li> </ul> |
| <p>「高松海岸線（玉藻工区）舗装工事（1工区）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応札者が多いが、応札者数についてどのように考えているか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装工事については、かねてより応札者数が多い傾向がある。</li> </ul>   |

・同額での応札が多いのはなぜか。

・舗装工事は他の案件においても同様に同額での応札はあるか。

・最低制限価格と同額での応札が多くみられるのであれば、事後公表にする目的は何か。

・工区分けを行い工事が続いていく中で、同額での応札があり、くじが続くようなら、価格だけではなく施工実績を加味することはできないか。

「高松市古高松南コミュニティセンター防水改修工事」

・再募集になった経緯は。

・最低制限価格よりも安い価格で入札があるのはなぜか。

・舗装工事においては、公表された積算基準や歩掛に基づき積算する部分が多く、また、比較的工種も多くないため、適切に積算することにより、業者間で差が出にくいものであると分析している。

・他の舗装工事においても、同額での応札がある。

・最低制限価格を事後公表とするのは、適切な積算をしていただくほか、競争性の確保のためである。建築一式工事等では、応札額は異なる傾向にあり、事後公表に一定の効果はあるものと考えている。

・舗装以外の業種においても工区で分けることがあり、舗装の工区割りだけに入札方法を変えるのは困難である。また、予定価格が1億円を上回る工事には、総合評価落札方式を採用しているが、今回のような価格競争になりうる案件で、価格以外の要素を考慮すると制度が複雑になる。総合評価の利点もあるが、入札方法の分かりやすさなども念頭に置いて制度設計する必要があると考えており、現状は価格競争により行うのが適当と考える。

・1回目は、応札者の価格が全て最低制限価格を下回ったため不調となった。

・防水工事は専門工種であり、自社での施工が多いことから、見積りに企業努力が反映されたと思われる。

・最低制限価格を下回る場合には、常に失格となるのか。

・今回の案件でも低入札調査価格のようなものが導入されていれば、不調にならなかった。最低制限価格のみで行われている入札においても、同様に調査を行う制度を導入していくべきでは。

・予定価格からかけ離れた金額の入札も見られるが、防水工事については予定価格を予想するのが難しい業種なのか。

「高松市下水道総合地震対策実施設計業務委託（その2）」

・入札方式別発注建設工事等一覧表において、随意契約されている業務委託もあるが、公募か随意契約かの判断はどのようにされるか。

「第2 1 2号木太町水路改修工事（緊急工事）」

・工期は6月となっているが、発注時は3月末になっているのはなぜか。

・概算工事費は500万円になっているが、実際の見積額がそれよりも高額になった背景は。

・見積りや契約をする前に工事を始めているのか。

・価格競争の場合は、最低制限価格を下回ったものは常に失格となる。なお、予定価格が1億円を上回る工事の場合は、低入札価格調査基準価格を設定し、それを下回った場合は、業者の施工能力などを調査し、それを踏まえて落札者決定を行っている。

・多くの業種があるため、一律の制度導入は困難であるが、最低制限価格を下回る状況が続くものについては、対応策がとれるかどうか、今後の研究課題としていきたい。

・公表している単価、見積りの単価がある中で、発注する時期によっても価格が変わるため、積算が難しいところがあるのではと想定される。

・建築関係のコンサルタントにおいては、基本計画に携わった業者が随意契約により実施設計を行うということがある。本事業における土木コンサルにおいては、競争にかけられる事案であったので公募しているものである。

・予算の関係で一旦3月末としているが、工期としては6月までのものである。

・緊急工事の事務処理要領に基づき、まずは概算での発注となり、その後正式な見積を取ることで、差が生じている。

・緊急工事に該当する場合は、事故に繋がってはいけないという緊急対応が求められて

|  |  |
|--|--|
| <p>・工事が始まってから金額が決まるとなると、高額な請求がされる恐れがあるのではないか。金額の上限は設定しているのか。</p> | <p>いるので、まずは工事の発注、着手を行い、その後、見積りを徴取している。</p> <p>・緊急工事は実施可能な条件を限定して運用しており、見積金額をある程度想定できるほか、本市でも積算をするので、金額の妥当性については確認できており、高額な請求となる事例はない。なお、金額の上限は設定していない。</p> |
|--|--|